

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>1. 別記様式その2裏についてですが、○を書く欄が無駄に縦長で大きすぎると思います。これでは、他事記載等を誘発しかねないと思います。したがって、同欄を○を書くために必要十分な大きさに修正すべきだと思います。</p> <p>2. 別記様式その1裏についても、賛成又は反対と書くだけにしては記入欄が大きすぎると思います。</p> <p>3. 別記様式その1裏では、「他」と漢字になっているのに、同その2裏では、「ほか」と平仮名となっていますが、どちらかにそろえるべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>1. 御意見を踏まえ、投票用紙に記載する文字は「○」だけであることを考慮し、記載欄を適当な大きさに修正することと致します。なお、実際の投票に用いる投票用紙は、別記様式その1に準じて、投票を実施する市町村の選挙管理委員会が定めることとなります。</p> <p>2. 別記様式その2では、投票用紙に記載事項を書きやすいよう、なるべく記載欄を大きく設けることとしています。</p> <p>3. この省令案における漢字使用は、原則として、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲載されているものについては漢字で表記することとしており、「他」についても常用漢字表に掲載されていることから、漢字で表記することとしております。ただし、「他」の字については、「そのほか・・・」や「特別の場合を除くほか・・・」のように用いる場合は仮名で書くこととされている（平成22年内閣訓令第1号）ことから、この省令案においては、「○のほかは何も書かないこと」という文章において仮名を用いることとしています。</p>
2	<p>投票に記入する筆記用具は鉛筆ではなく、ボールペンなど消えない物を使用し、きちんと免許、保険証などで本人確認</p>	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び大都市地域における特別区の設置に関</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>をすようにして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>する法律施行令（平成25年政令第 号）並びにこれらの法令において準用している公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）では、投票に使用する筆記具については特に規定をしていません。そのため、実際の投票においては、各市町村において適切と判断する筆記具が用意されることとなります。</p> <p>また、投票の際の本人確認については、大都市地域における特別区の設置に関する法律において準用する公職選挙法の規定により、選挙人名簿（又はその抄本）との対照により行うこととしています。証明書の類を用いた本人確認については、こうした証明書がない方もおられることから、そのような確認を行うこととはしていません。</p>